

令和5年度 募集スタート!

地域の課題解決を応援するための

# かながわ地域支援補助金 スタートアップコース



神奈川県には、地域の皆さんが住んでいる街を良くしたいという取組を支援する『かながわ地域支援補助金』があります。

地域の様々な団体が新規に立ち上げる事業や、地域人材のすそ野を広げるための住民アンケートを実施し、自治会町内会活動などの地域活動に関心を示した住民とそれらの活動をつなげる事業等、地域の課題解決を目指す自主的な事業を応援します。

募集締切：令和5年**3月13日**(月)

※ 新規の募集は行いません。

補助対象 事業	子育て支援、高齢者支援、地域の魅力アップ、担い手の育成などの地域の課題を解決することを目指す事業  《事業例》 ・放課後や夕食時に一人で過ごす子どものための居場所づくり ・コーラス活動を通じた子育て世代の孤立解消とシニア世代との世代間交流
補助対象 団体	次のいずれにも適合する団体であること ① 区民（在住・在勤・在学）を中心として構成され、自主的に運営されていること ② 概ね5人以上により構成される団体 ③ 団体への参加が全区民に開かれていること
その他 支援 (5年を限度)	・広報よこはま神奈川区版への掲載の協力 ・区民利用施設（区民地区センター、公会堂等）の優先予約 など  ※ご希望に添えない場合があります。 

## 1 申請方法

- ▶ 補助金の申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、必ず事前に区政推進課地域力推進担当にご相談ください。
- ▶ 次の提出書類をご提出ください。

### 【提出書類】

- (1) 事業申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体概要書（様式第4号）
- (5) 団体の規約・会則など（様式自由）
- (6) 役員・会員名簿（様式自由）

様式第1～4は、神奈川県役所区政推進課（502窓口）で配布しています。  
また、神奈川区のホームページからダウンロードできます。

かながわ地域支援補助金



で検索してください。

### 【提出方法】

- 区役所窓口（5階502窓口）・郵送・メールいずれかの方法でご提出ください。  
※ メールでのご提出の場合は、提出書類受領後、本人確認のため代表者または連絡担当者に電話でご連絡をいたします。

## 2 スケジュール

R4年度		R5年度		
～3月13日（月）	3月下旬	4月上旬	4月～翌3月	事業終了後30日以内
申請書の提出	審査	結果の通知	事業実施	報告書の提出

## 3 審査方法

申請書類をもとに審査会委員により事業内容等を評価して、交付決定します。



## 4 補助対象外の事業

- 営利を目的としたもの
  - 政治、宗教、選挙活動に関わるもの
  - 施設の建設、整備
  - 政策の提案
  - 地域の交流などにおける親睦会的な飲食
  - 過去に補助対象となった事業と同一または同一とみなされる事業
- ※判断に迷う場合は、必ず区政推進課 地域力推進担当へ相談してください。

## 5 注意事項

- 継続して補助金交付を希望する団体は、毎年申請し、審査を受ける必要があります。
- 神奈川県・横浜市及び社会福祉協議会から補助・助成等の支援を受けている事業は、本事業には申請できません。
- 提出書類の返却はしません。
- 本事業は、他の補助金が活用できる場合は、本事業への申請はできません。  
（例：防災に関する取組 → 「共助推進事業」）

### 問合せ・提出先

神奈川県役所 区政推進課 地域力推進担当（本館5階502窓口）

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8  
電話：045-411-7026 FAX：045-314-8890  
メールアドレス：kg-tiiki@city.yokohama.jp

※ この事業は、横浜市会において令和5年度予算が議決されることを前提としています。